

# 第20回成田市農業委員会総会議事録

令和7年2月7日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月7日(金)  
午後1時30分から午後3時02分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第13次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年2月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	青柳紀生
副主査	渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長 本日の出席委員は、19名全員です。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第20回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、1月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、4番 田中敏雄委員、5番 浅井弘一委員 の両名を指名いたします。また、書記に鎌形 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第13次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年2月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で8件の申請がございました。

① 売買でございます。8件の申請でございます。

1番、吉岡にお住まいの譲受人が、新田にお住まいの譲渡人が所有する、新田の畑1筆、1,909㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「所有地の隣接農地であり、一体で耕作でき便利なため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページが案内図でございます。

2番、多良貝にお住まいの譲受人が、前林にお住まいの譲渡人が所有する、多良貝の畑3筆、合計3,587㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接しており、耕作に便利のため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「自宅から離れている農地のため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

3番、四谷にお住まいの譲受人が、同じく四谷にお住まいの譲渡人が所有する、四谷の田8筆及び畑1筆、合計11,252㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「空港の騒音地区で遠方に移転をするため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

4番、譲受人である猿山の法人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、堀之内の畑1筆、2,266㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「周囲にゴルフ場があるため、出荷等に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「山間にある農地で管理が難しいため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページが案内図でございます。

5番、長田にお住まいの譲受人が、堀之内にお住まいの譲渡人が所有する、長田の畑1筆、1,391㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利であるため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「労力不足により耕作が困難なため、申請地を譲渡して経営規模を縮小したい」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

続きまして、議案集5ページでございます。

6番、高岡にお住まいの譲受人が、大和田にお住まいの譲渡人が所有する、高岡の田1筆、1,811㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自作地に隣接した農地であり、耕作に便利のため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作が困難なため譲渡したい」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

7番、竜台にお住まいの譲受人が、印旛郡栄町にお住まいの譲渡人が所有する、竜台の田1筆、981㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページが案内図でございます。

8番、竜台にお住まいの譲受人が、同じく竜台にお住まいの譲渡人が所有する、竜台の畑1筆、621㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料8ページが案内図でございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長** それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

**○議長** 渡邊副主査

**○渡邊副主査** 農地法第3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

農地法第3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する

日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑3筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

農地法第3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、現況：田8筆、現況：畑1筆を取得し、田では水稻を、畑では梅、柿、みかん等の果樹を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

農地法第3条①売買の4番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は合同会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は3名であり、議決権要件については、構成員である役員3名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員3名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑1筆を取得し、

芝草を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、スイカ、大根を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番、8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する

日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番および8番は、それぞれ現況畑：1筆を取得しピーマン、トマト、なす、カボチャ、小松菜、春菊等を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番、8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなると判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

**○議長** 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 去る2月4日、午後1時から、市役所議会棟3階 執行部控室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。

農業委員5名、農地利用最適化推進委員4名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条および第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の北、市道新田宿並2号線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、

多良貝駐在所の西、市道多良貝2号線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、四谷共同利用施設の南および北、市道四谷曾根線の南側および県道成田滑川線の東側に位置する農地で、畑および田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

**○議長** 矢崎委員

**○矢崎委員** この事案については、認定農業者である譲受人が、中間管理機構を通して借りていた土地だったようですので、以前なら基盤強化法による売買により、市が登記を行い、税の優遇措置を受けられるものであったと思います。法改正により中間管理機構が登記等を行うようになったと思いますが、状況をお聞かせください。

(渡邊副主査の挙手あり)

**○議長** 渡邊副主査

**○渡邊副主査** 申請者には中間管理事業による所有権移転のメリットを説明いたしましたが、所有権移転を急ぎたいご意向でしたので、農地法第3条による申請になったものです。

(矢崎委員の挙手あり)

**○議長** 矢崎委員

**○矢崎委員** わかりました。今後同様の事案があった際には、中間管理事業による所有権移転の説明をしていただき、時間に余裕がある場合には優遇措置を受けられる

制度を推奨していただきたいと思います。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、堀之内共同利用施設の北東、市道堀之内十余三線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「ゴルフ場に出荷とありますが、何を出荷するのですか。」との質問があり、事務局からは、「ゴルフ場で使う芝草を作付けするので、ゴルフ場に近い該当地を選んだと聞いています。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、長田共同利用施設の南、市道十余三小菅線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。続きまして、①売買の6番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の6番につきましては、申請地は、高岡運動施設の北東、市道高岡大峯線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番及び8番につきましては、同一の譲受人による申請であり関連がございますので、一括して小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の7番および8番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の北東、市道竜台渡船場線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「案内図がずれており、合っていないように見えるが、現地はどうなっているのか。」との質問があり、事務局からは、「案内図がずれているように見えますが、実際は隣接している農地です。」との回答がありました。また、別の委員より「袋地になってしまう農地があるが、出入りは大丈夫なのか。」との質問があり、事務局からは、「農地の所有者は、隣接している自宅の方なので、出入りに問題はありません。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番及び8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の7番及び8番を採決いたします。  
なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の7番について、小委員長報告  
のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。  
続きまして、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のと  
おり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。  
以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

**○議長** 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いた  
します。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

**○議長** 井上事務局長

**○井上事務局長** 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件  
の申請がございました。

土屋にお住まいの申請人が、八代の畑2筆、合計239㎡を「店舗、倉庫及び  
駐車場(8台)用地」として転用したいという申請でございます。総会資料の9ペー  
が案内図、10ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を  
終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長** それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に  
基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっ  
ていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、店舗、倉庫、駐車場(8台)用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題と  
なる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年6月30日

完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、玉造小学校の北西、市道加良部玉造線の西側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「どのような営業をおこなうのか。」との質問があり、事務局からは、「自分で作ったものを販売すると聞いているが、農作物ではありません。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

**○議長** 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、と関連がございますので、審議の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 4 2 ページをお開きください。

「報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下願について」でございます。2 件の取下願がございました。

1 番及び 2 番の両案件につきましては、昨年 1 月 1 日開催の第 1 7 回総会で、共に許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、両案件とも建築場所が変更となったため、許可申請の取下願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下願について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第 2 号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 7 ページでございます。

「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。全体で 1 8 件の申請がございました。

① 売買でございます。9 件の申請がございました。

1 番、譲受人である匝瑳市の法人が、奈土にお住まいの譲渡人が所有する、奈土の畑 2 筆、合計 6, 1 4 5 m<sup>2</sup>を売買により取得し、「太陽光発電施設用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の 1 1 ページが案内図、1 2 ページが公図の写しでございます。

2 番、譲受人である大阪市北区の法人が、伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑 1 筆の一部、9 0 5. 8 8 m<sup>2</sup>を売買により取得し、「太陽光発電施設用地として転用したい」という申請でございます。総会資料 1 3 ページが案内図、1 4

ページが公図の写しでございます。

3番、譲受人である大阪市北区の法人が、伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑1筆、1,441㎡を売買により取得し、「太陽光発電施設用地として転用したい」という申請でございます。総会資料15ページが案内図、16ページが公図の写しでございます。

4番、滑川にお住まいの譲受人が、同じく滑川にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆の全部及び1筆の一部、合計594㎡を売買により取得し、「農家住宅用地として転用したい」という申請でございます。総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

5番、滑川にお住まいの譲受人が、同じく滑川にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑2筆の全部及び1筆の一部、合計990㎡を売買により取得し、「農家住宅用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の19ページが案内図、20ページが公図の写しでございます。

なお、4番及び5番の両案件につきましては、先ほどの報告第2号、農地法第4条の規定による許可申請の取下願と関連する案件でございます。

議案集9ページでございます。

続きまして、6番から9番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である多良貝の法人が、

6番は、駒井野及び船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、駒井野の畑5筆、合計11,267㎡を、

7番は、玉造にお住まいの譲渡人が所有する、小菅の田1筆、188㎡を、

8番は、新駒井野にお住まいの譲渡人が所有する、駒井野の畑1筆の一部、202㎡を、

9番は、新駒井野にお住まいの譲渡人が所有する、駒井野の畑1筆、1,957㎡をそれぞれ売買により取得し、「駐車場(358台)用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の21ページが案内図、22ページが公図の写しでございます。

続きまして、②賃借権の設定でございます。新規の許可申請が2件、許可後の計画変更承認が7件、合計9件の申請がございました。

1番、賃借人である東京都港区の法人が、富里市にお住まいの賃貸人が所有する、十余三の畑1筆、2,498㎡を借り受け、「倉庫兼事業所用地として転用したい」という申請でございます。総会資料23ページが案内図、24ページが公図の写しでございます。

2番、東京都板橋区にお住まいの賃借人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の畑2筆、合計5, 214㎡を借り受け、「採草放牧地として転用したい」という申請でございます。総会資料25ページが案内図、26ページが公図の写しでございます。

続きまして、議案集11ページでございます。

許可後の計画変更承認の3番から9番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である千葉市美浜区の法人が、

3番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田2筆、合計1,917㎡に、

4番は、川上にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、898㎡に、

5番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、2,354㎡に、

6番は、本城にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、1,303㎡に、

7番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、1,892㎡に、

8番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、963㎡に、

9番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の田1筆、579㎡に、それぞれ賃借権を設定し、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う一時転用期間を延長し、「盛土仮置場用地」として、令和8年1月29日まで使用したいという申請でございます。総会資料の27ページが案内図、28ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長** それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和6年10月18日公告により除外済みです。除外後は、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年3月1日着手、令和7年5月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、太陽光発電送電ケーブルの埋設のため、令和6年12月9日付けで法定外公共物占用許可申請を行い、令和6年12月16日

付けで許可の通知が出ております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、リバティヒル公民館の東、県道郡大須賀停車場線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年4月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、登記簿面積1,955平方メートルの内、申請に係る農地905.88㎡敷地に、太陽光パネル168枚を設置する計画で、事業

計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、大栄みらい学園の南東、市道伊能赤池線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資確約書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年4月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地1,441平方メートルの敷地に、太陽光パネル184枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然

浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番につきましては、申請地は、大栄みらい学園の南東、市道伊能赤池線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、現在の自宅が航空機騒音障害防止特別地区内に指定され、移転対象となったため、申請地を買い受け、農家住宅を建設するものです。

資力及び信用については、移転補償等概算額通知書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、許可が出次第着手、令和7年12月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、594平方メートルの敷地に、建築面積約99平方メートルの農家住宅及び建築面積約76平方メートルの農業用倉庫を設ける計画で、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については敷地内浸透にて調整後に用水路

に放流し、汚水・雑排水については、合併処理浄化槽にて処理後に道路側溝に放流します。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の4番につきましては、申請地は、下総支所の南、県道江戸崎下総線を東側に入った農地で、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の5番について審議いたします。法令に基  
づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の5番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、現在の自宅が航空機騒音障害防止特別地区内に指定され、移転対象となったため、申請地を買い受け、農家住宅を建設するものです。

資力及び信用については、移転補償等概算額通知書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、許可が出次第着手、令和7年12月20日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、990平方メートルの敷地に、建築面積約133平方メートルの農家住宅、建築面積約58平方メートルの農業用倉庫を設ける計画で、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については敷地内浸透にて調整後に用水路に放流し、汚水・雑排水については、合併処理浄化槽にて処理後に道路側溝に放流します。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の5番につきましては、申請地は、下総支所の南、県道江戸崎下総線を東側に入った農地で、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番から9番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条①売買の6番から9番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場(358台)用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年4月1日着手、令和10年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水は計画地内で全て調整池に流入するように

します。また、境界に緑地を設け土砂の流出を防止します。また、建造物を造る予定はないことから、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、①売買の6番から9番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の6番から9番につきましては、申請地は、成田国際空港の南西、市道大清水駒井野線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の中で委員より、「駐車場用地として転用するとあるが、自社のトラックを停めるのか、従業員用の駐車場として使うのか教えてほしい。」との質問があり、事務局からは、「物流用のトラックプールとして使用する。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** それではお諮りいたします。本案4件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の6番から9番を一括して採決いたします。

それでは、本案4件について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の6番から9番の4件は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、倉庫兼事業所用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年5月1日着手、令和8年7月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法につきましては、近日中に開発許可申請が提出される予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、地下貯留槽で調整し、市道側溝に放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、遠山郵便局の北東、市道十余三瓜生地内線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

**○議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条②賃借権の設定の2番です。農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域が定められているため、第3種農地に該当します。

転用目的は、採草放牧地用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題と

なる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年4月1日着手、令和7年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地5, 214㎡の敷地の外周に、牧柵を設置し与那国馬6頭を放牧する計画で、飼育対象生物の性質を鑑み、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、用水・排水は利用せず、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。景観・土埃対策として、生草や芝を栽培する予定です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、②賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、大栄ニュータウンの北東、市道吉岡水の上線の西側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「事由が採草放牧地として転用したいとあるが、転用許可は必要なのか。また手続き後の地目はどうなるのか。」との質問があり、事務局からは、「県にも確認しましたが、農地として使うわけではないので、転用の許可は必要になります。地目につきましては、おそらく原野又は牧場になると思われそうですが、今回は賃借権の設定のため、地目変更までは行わないのではと考えます。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の3番から9番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり関連がございますので、一括して審議いたしま

す。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

**○議長** 青柳主査

**○青柳主査** 農地法第5条②賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番から9番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う盛土仮置場用地です。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年1月30日着手、令和8年1月29日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和5年1月30日から許可を受けて行われているもので、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

**○議長** 次に、②賃借権の設定の3番から9番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の3番から9番、許可後の計画変更につきましては、申請地は、東関東自動車道大栄ジャンクションの北西、国道51号の南側に隣接する農地で、現況はこれまでの一時転用許可のとおり、土砂仮置場用地として使用されておりました。

審査の中で委員より、「元々耕作していたのかはわからないが、それぞれ面積が異なるので、補償額の差もあるのか。」との質問があり、事務局からは、「補償額の提示については、特に定めているものではなく、また今回の申請は、許可後の計画変更のみであるため、特に聞いてはおりません。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案7件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の3番から9番を一括して採決いたします。

それでは、本案7件について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②賃借権の設定の3番から9番の7件は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第13次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集15ページをお開き願います。

「議案第4号 令和6年度 第13次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、16ページに記載のとおり、「令和6年度第13次農用地利用集積計画(案)について」の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、17ページの総括表によりご説明いたします。

なお、詳細の集積計画一覧表につきましては、18ページをご覧ください。

それでは、議案集17ページをご覧ください。

1. 利用権設定の賃借権でございます。

契約期間3年のものが、田3筆1件、2,905㎡で、詳細は18ページの1番でございます。

契約期間が異なる3年のものが、畑5筆1件、8,578㎡で、詳細は18ページの2番でございます。

契約期間6年のものが、畑2筆1件、3,375㎡で、詳細は18ページの3番でございます。

契約期間が異なる6年のものが、畑4筆1件、8,151㎡で、詳細は18ページの4番でございます。

契約期間10年のものが、田3筆1件、1,462㎡で、詳細は18ページの5番でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

以上で「議案第4号 令和6年度 第13次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長** 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第4号、令和6年度 第13次 農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和6年度第13次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

**○議長** 次に、議案第5号、農用地 利用集積等 促進計画案（令和7年2月）について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

**○議長** 井上事務局長

**○井上事務局長** 議案集19ページをお開き願います。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年2月）について」でございます。

本案は、利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付けるものでございます。成田市長より、20ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、22ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、23ページから36ページをご覧ください。

それでは、議案集22ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定、使用貸借権及び賃借権でございます。

契約面積合計は189,128㎡、田が94筆32件、136,706㎡で、畑が37筆11件、52,422㎡でございます。

詳細につきましては、議案集23ページから26ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積46,324㎡、田28筆13件、35,233㎡、畑は13筆5件、11,091㎡、再設定が契約面積142,804㎡、田66筆19件、101,473㎡、畑は24筆6件、41,331㎡でございます。

続きまして、1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集28ページから30ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年2月)について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長** 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年2月)につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年2月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

**○議長** それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

**○議長** 井上事務局長

**○井上事務局長** 議案集37ページをお開き願います。

「報告第1号専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集38ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。3件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集40ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出」でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集41ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。4条で1件、5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長** 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

**○議長** 森川小委員長

**○小委員長** 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

**○議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集43ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。31件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集52ページをご覧ください。「報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。3件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が2件ございました。これは、2a未満の農業用施設用地への転用になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、  
ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集54ページをご覧ください。

「報告第5号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より4件、

②成田市の照会分として1件、合計5件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第5号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川小委員長の挙手あり)

○議長 森川小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、  
ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第20回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時02分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月7日

議事録署名人

---

---

---